

# 指定装備移転支援法人の公募に関するQ&A【1】（令和5年11月29日版）

指定装備移転支援法人に応募される法人におかれましては、以下のQ&Aをご確認の上、申請書を作成くださいますようお願いいたします。

番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)
1-1	公募一般について	公募要領を始め、指定装備移転支援法人の公募に関して質問がある場合には、どのようにすればよいでしょうか。	<p>公募要領を始め、指定装備移転支援法人に関してご質問がある場合には、防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 指定装備移転支援法人担当のメールアドレス（公募要領に記載）まで、電子メールにてご質問をいただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、担当者個人にお電話やメールをいただいても、ご質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。</p> <p>また、ご質問への回答につきましては、<u>公募における公平性を確保する観点から、防衛装備庁ホームページの指定装備移転支援法人公募サイトにおいて回答を掲示することにより行います</u>ので、この点についてもご了承のほどお願いいたします。</p>
1-2	公募一般について	公募に関する説明会はいつ開催されるのでしょうか。	<p>公募に関する説明会は、令和5年11月17日（金）に開催済みとなっています。<u>説明会で使用した説明資料とQ&amp;Aを防衛装備庁ホームページの指定装備移転支援法人公募サイトにおいて掲示していますのでご確認ください</u>。このほか、公募開始後にいただいたご質問への回答等、追加的な情報がある場合にも、同サイトに掲示しますので、応募を希望される法人におかれましては、随時ご確認ください。</p>
1-3	秘密を確実に保持するために必要な措置が講じられていること	<p>公募要領においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 「3 募集概要・応募要件」の「(2) 応募要件」④</li><li>■ 「4 応募書類の提出」の「(4) 提出書類」六</li><li>■ 別添「審査項目」の「(1) 必須項目」7</li></ul> <p>のそれぞれにおいて、「秘密を確実に保持するために必要な措置が講じられている」ことが指定装備移転支援法人の要件とされていますが、ここで言う「秘密」には「装備品等秘密」が含まれるのでしょうか。</p>	<p>ご質問をいただいた記載に係る「秘密」とは、法人の職務上知り得た非公表の情報を指しており、広義の意味においては、「装備品等秘密」（防衛生産基盤強化法第27条第1項に規定する「装備品等秘密」をいう。）も含まれますが、現時点において、「装備品等秘密」を装備移転支援業務のために指定支援法人に提供することは想定していません。</p> <p>このため、指定装備移転支援法人の応募に当たっては、「装備品等秘密」を取り扱う体制を整備していただく必要はなく、法人が職務上知り得た、<u>「装備品等秘密」を含まない非公表の情報</u>を確実に保持するために必要な措置が講じられていることが要件となります。また、上記のほかに、防衛省が指定する「保護すべき情報」を取り扱う体制については、「指定装備移転支援法人の公募に関する事前説明会において行われたご質問を踏まえたQ&amp;A」番号5において回答しておりますので、そちらをご確認ください。</p>

番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)
1-4	指定装備移転支援法人が「保護すべき情報」を取り扱う場合の規定について	防衛省が指定する「保護すべき情報」を指定装備移転支援法人が取り扱う場合、情報セキュリティ特約が付された役務提供契約のようなものを締結することになるのでしょうか。	<p>防衛省が指定する「保護すべき情報」を指定装備移転支援法人が取り扱うに当たって整備しなければならない体制については、公募要領とあわせて掲示している「<u>装備移転支援業務規程(ひな型)</u>」第25条において、<u>必要な体制を整備しなければならない旨を掲げています。</u></p> <p>更にこれよりも詳細な規定を行う必要がある場合には、当該規程の条文に盛り込むか、別途、防衛装備庁と指定装備移転支援法人の間で合意文書を交わすこと等により対応することが考えられます。</p>
1-5	経費の見積について	経費見積の回答様式の注釈において、「上記の見積条件において、装備移転支援業務の期間中に助成金の精算は発生しないものとして経費見積を算出する。」とされていますが、積算業務の実施に必要な人員数及び人件費については今回の見積に反映する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	<p>お尋ねの記載は、各申請法人から出される経費見積の算出条件をそろえる必要から、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に、助成金の精算が発生しないものとの仮定を置いたものです。</p> <p>これは、装備移転事業が長期にわたるものとして、あくまで、当該4年間(令和6年4月1日から令和10年3月31日)には精算業務が発生しない場合を仮定したものであって、<u>精算を行う体制を整えなくてよいことを指しているものではありません</u>ので、精算を行う人材を確保する必要がある場合、これに係る固定費が発生する場合には、当該固定費を経費見積に計上して回答を作成いただきますようお願いいたします。</p>
1-6	経費の見積について	経費見積の回答様式において、法人にセグメントが存在する場合には、「法人の全体収支及び本業務に係る部門のセグメント収支並びに一般管理費のセグメント別配賦方法等につき、年度ごとの法人計算書を作成すること」とされていますが、具体的にどのような回答をすればよいのでしょうか。	<p>お尋ねの記載は、申請法人において<u>セグメントごとに独立会計を行っている場合に、法人の一般管理費がそれぞれのセグメントに適切に配賦されているかを確認する</u>ための設問です(例えば、装備移転支援業務を行うセグメントの一般管理費の負担率が他のセグメントに比べ、正当な理由なく高い場合、基金が不必要に法人の一般管理費を負担することになるため、これを防止するために確認するものです)。</p> <p>このような観点で、法人に独立会計制をとるセグメントが存在する場合には、回答様式にありますとおり、「法人の全体収支及び本業務に係る部門のセグメント収支並びに一般管理費のセグメント別配賦方法等につき、年度ごとの法人計算書」を様式任意で作成し、ご提出ください。</p> <p>一方で、法人に独立会計制をとるセグメントが存在せず、装備移転支援役務についても他の事業と分け隔てなく、一般管理費について同じ負担率が適用されるような場合には、回答様式に従い、「法人にセグメントが存在しない」旨をご回答ください。</p>

番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)
1-7	誓約書類について	公募要領の、「4 応募書類の提出 (4) 提出書類 ハ」で求められる誓約書類についての代表者の署名とは、個々の誓約書に直接代表者が署名する必要があるのでしょうか。あるいは各誓約書を束ねた上で各誓約書の内容が真正であることを証する旨及び代表者の署名を記した書類を添付するといったやり方でもよいのでしょうか。	<u>誓約する書類のそれぞれに、誓約するご本人の署名のほか、代表者の署名が必要となります。</u>